

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課扱い)
(市町村担当課扱い)

総務省地域力創造グループ地域政策課長
(公 印 省 略)

条件不利地域における先端的な情報通信技術の導入の推進に係る地方財政
措置について (通知)

人口減少・少子高齢化が進行する中で、持続可能な地域社会を構築するためには、各地方公共団体が 5G・IoT・AI などの先端的な情報通信技術を医療、地域交通、防災などの分野に活用し、地域課題の解決につなげていくことが重要です。

特に、人口減少・少子高齢化が急速に進んでいる条件不利地域においては、これらの技術の導入によって地域課題の解決が図られる可能性があることから、地方公共団体が条件不利地域において先端的な情報通信技術を導入する経費について、令和 2 年度より別添のとおり地方財政措置を講じることといたしましたので、各地方公共団体におかれましては、格別のご配慮をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対して、この旨周知下さいますようお願いいたします。

また、本通知の発出により、「医師派遣等に対する財政措置について」(平成 31 年 1 月 25 日総財準第 7 号・医政発 0125 第 1 号)のうち、遠隔医療システムに係る記載については、令和 2 年 3 月 31 日をもって削除することとします。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

連絡先 総務省地域力創造グループ地域政策課 菊池 TEL : 03-5253-5523 E-mail:k2.kikuchi@soumu.go.jp
--

【別添】

人口減少・少子高齢化が進行する中で、地方公共団体が 5G・IoT・AI などの先端的な情報通信技術を活用して地域課題の解決に取り組めるよう、これらの技術の導入に要する経費について、以下のとおり地方財政措置を講じる。

(1) 対象団体

条件不利地域（※）を有する地方公共団体（道府県・市町村）

※ 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、山村振興法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律又は過疎地域自立促進特別措置法において規定される条件不利地域

(2) 対象事業

地方公共団体が条件不利地域において地域住民の生活の維持・向上に必要なサービスを提供するための 5G・IoT・AI などの先端的な情報通信技術の導入経費（非償債経費に限る。）を対象とする。

本措置においては、令和元年度に実施された地域 IoT 実装推進事業（※）の対象であった先端的な情報通信技術の導入事業を対象とすることを基本とするが、その他の事業であっても本措置の趣旨に合致するものについては、国庫補助事業、地方単独事業にかかわらず対象とする。これに伴い、既存の特別交付税措置のうち以下の事業に係るものについては、廃止した上で本措置に統合する（条項は特別交付税に関する省令（昭和 51 年自治省令第 35 号））。

- ・地域 IoT 実装推進事業（附則第 6 条第 3 項第 2 号及び附則第 7 条第 5 項第 25 号並びに附則第 7 条第 9 項第 2 号）
- ・データ利活用型スマートシティ推進事業（附則第 6 条第 1 項第 31 号及び附則第 7 条第 5 項第 23 号）
- ・遠隔医療システムの導入（第 2 条第 1 項第 1 号の表第 72 号及び第 3 条第 1 項第 3 号の表第 76 号）

※ 地域における IoT の実装に取り組む具体的道筋を提示する「地域 IoT 実装推進ロードマップ」における「分野別モデル」の普及展開を図るため、IoT 実装に取り組む地方公共団体への補助を行う事業。対象事業は、プログラミング教育、医療情報連携ネットワーク、医療・介護・健康データ利活用モデル、妊娠・介護・健康データ利活用モデル、妊娠・出産・子育て支援 PHR モデル、子育て支援プラットフォーム、G 空間防災システム、スマート農業・林業・水産業、地域ビジネス活性化モデル、観光クラウド、多言語音声翻訳、オープンデータ利活用、ビッグデータ利活用、シェアリングエコノミー、テレワーク。

①本措置の対象となる事業の例

- 【教 育】 テレビ会議システムを活用した遠隔授業
- 【医療・介護】 テレビ電話を活用した遠隔診療
- 【子 育 て】 乳幼児健診・予防接種データなどのアプリとの連携
- 【働 き 方】 サテライトオフィスにおけるテレワーク環境整備
- 【防 災】 センサー（積雪・気温）を活用した除排雪の効率化
- 【農林水産業】 センサー（水田・気象観測）やドローンデータの活用による農林水産業の高品質安定化
- 【地 域 交 通】 ウェブサイト上での相乗りマッチング
- 【物 流】 ドローンを活用した荷物配送

②本措置の対象とならない事業

行政運営の簡素化及び効率化のみを目的とする先端的な情報通信技術の導入経費（※）については、本事業の趣旨に鑑み対象外とする。

※ 自治体行政スマート化推進事業（地方公共団体の事務における AI、RPA、共同オンライン申請システム、インフラ点検に必要なドローン等、地方公務員向けテレワークの導入）の対象となる経費

（3）対象経費

先端的な情報通信技術の導入に要する経費を対象とするが、「（別紙）対象外経費の例について」に記載されている経費及び先端的な情報通信技術の導入と直接関係しない経費については対象外とする。

（4）措置内容

対象経費（※） × 措置率 0.5 × 財政力補正

※ 各年度の経費が上限額（道府県：1億2,000万円、市町村：4,000万円）を超える場合は、上限額とする。

（5）その他の取扱い

- ①条件不利地域を有しない市町村が条件不利地域を有する市町村のために実施する遠隔診療や遠隔教育

条件不利地域を有しない市町村が条件不利地域を有する市町村に向けて提供する遠隔診療や遠隔教育のための先端的な情報通信技術の導入に要する経費については、本措置の対象とする。

②道府県が実施し、当該道府県内の複数市町村に影響がある事業

道府県が実施し、当該道府県内の複数市町村に影響がある事業に係る先端的な情報通信技術の導入に要する経費については、影響がある市町村の概ね半分以上が条件不利地域を有する市町村である場合に限り、本措置の対象とする。

総 財 準 第 7 号
医 政 発 0125 第 1 号
平 成 31 年 1 月 25 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

総 務 省 自 治 財 政 局 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

医師派遣等に対する財政措置について

近年における地域の深刻な医師不足を踏まえ、医師の確保が困難な地域における公立病院の医師の確保等に資するよう、別紙のとおり財政措置を充実することとしたので通知する。

各地方公共団体においては、この趣旨や地域医療構想調整会議の議論の結果、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）により都道府県が医師確保計画を策定し、対策を講じることとされていること等も踏まえ、財政担当部局及び医療福祉担当部局で連携し、地域の実情に応じて積極的に取り組んでいただきたい。

また、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても速やかにその趣旨を周知いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

1 趣旨

公立病院の医師確保に資するよう、医師の確保が困難な地域の公立病院に対して、地域の拠点病院等が医師を派遣するケースにおいて、総務省と厚生労働省で協議のうえ、財政措置を講じる。

また、同様の趣旨から、遠隔医療システムを導入する公立病院に対する財政措置を拡充する。

2 財政措置

(1) 医師派遣について

① 特別交付税措置

既存の特別交付税措置に係る医師派遣に要する経費のほか、今般、地域の拠点病院等（公立病院、公的病院等）が、医師の確保が困難な地域の公立病院に対して医師を派遣する際、当該医師の確保に要する経費に係る地方公共団体（他の地方公共団体の公立病院への派遣に限る。）の一般財源所要額について、その60%を特別交付税で措置する。

② 地域医療介護総合確保基金

地域医療介護総合確保基金に係る医師派遣に要する経費は、事業区分「IV 医療従事者等の確保・養成のための事業」により、財源として充当が可能であるため、地域医療構想調整会議の議論の結果を踏まえ、地域医療構想の実現に資する範囲で活用されたい。

(2) 遠隔医療システムについて

公立病院における遠隔医療システムの導入に要する経費（病院事業債の対象となるものを除く。）への地方公共団体の繰出しに対し、その60%を特別交付税で措置する。

3 留意事項

- (1) 2 (1) ①の財政支援を受けようとする地方公共団体は、地域医療対策協議会の議論や、医師確保に係る都道府県医療計画の内容に則り、補助対象とする医師派遣全体の計画を策定し、総務省に提出する。
- (2) 医師派遣については、派遣元病院と派遣先病院が相互に医師を派遣する場合は2 (1) ①の財政措置の対象とならない。
- (3) その他2 (1) ①の財政措置の詳細については、別途総務省から連絡する。